



ふじさんミュージアム内ショップ出品商品募集

富士山とともに歩んできた本市の歴史・民俗・産業を発信し観光客も多く訪れる“ふじさんミュージアム”内ショップへの出品商品を募集します。

自社オリジナル商品等の販売・PR先として活用ください。

ご希望の方は、下記出品要領を確認のうえ、別紙「ふじさんミュージアム出品申込書」にお申し込みください。

ふじさんミュージアム委託販売要領

- ① 出品できる事業者は富士吉田商工会議所会員事業所限定とします。
- ② 出品は富士山ミュージアムへの委託販売となります。
- ③ 取扱い可能な商品は以下の要件を満たすものに限りします。
 1. 「ふじさん」に関するものであること
 2. ふじさんミュージアムのイメージアップになるもの
 3. 地元産品であること
 4. 賞味期限、消費期限がないもの
 5. その他ふじさんミュージアム及び富士吉田商工会議所が適当と認めるもの
- ④ 出品申込書受領後、商工会議所での形式審査、ふじさんミュージアムにおける商品審査を経たからの出品となります。
- ⑤ 商工会議所もしくは富士山ミュージアムにおける審査の結果不合格となった場合、不合格となった理由等は公表いたしません。
- ⑥ 販売手数料として販売価格の25%を富士山ミュージアムに納めて頂きます。
- ⑦ 売上代金の支払いは毎月末締めで、販売代金より販売手数料と送金手数料を差し引いた額を、翌月末日までに指定口座に振り込みます。
- ⑧ 代金決済は商工会議所との間で行います。
- ⑨ 商品取り扱いの最初3ヶ月は試行販売期間とし、この間、販売数が25品に満たない場合は、商品の取扱いが停止されます。25品以上の販売があった場合は販売期間を6ヶ月延長します。この間販売数が50品に満たない場合は取扱いが停止され、50品以上の場合は6ヶ月ごと延長されます。
- ⑩ ⑨の場合の他、ふじさんミュージアム及び富士吉田商工会議所が適当でないと思われる場合には取扱いを停止いたします。

お問合せは、 富士吉田商工会議所 TEL0555-24-7111